

[第 29 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

日時 : 令和 4 年 2 月 1 4 日 (月) 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 4 0	
場 所	クリーンセンター広陵 3 階 研修室 (大)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の締結について ・ その他
－開会－	
事務局からの説明事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新委員の報告 ・ 委員 2 名の欠席 ・ 傍聴者 1 名の報告 	
鍵谷会長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の第 2 8 回ごみ処理町民会議で協定書の見直しについて色々と議論をして意見がでてきた。基本的なところでは合意はできている。調印式が終わってるため、前回での変更点が今回の議論のメインである。忌憚のない意見をお願いします。
事務局による資料確認	
【議事概要】	
広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の締結について	
発言者	回答者
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から議事の説明をお願いしたい。
	<p>事務局</p> <p>○広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の締結に向けての地元及び周辺大字さんと説明会を開催させていただいたことについて報告する。</p> <p>昨年の 1 0 月 3 0 日に古寺区、1 1 月 6 日に中区、1 1 月 1 3 日に広瀬区、1 1 月 2 0 日に百済区と</p>

		<p>それぞれ協定書見直しについての説明にお伺いする。</p> <p>その中で中区については、説明会当日の最後で区民のみなさんに投げかけられ、異議なしとのことから協定書の締結についてご賛同いただく。</p> <p>また、百済区においても、12月4日の役員会でご協議いただき問題がないとのことから、協定書の締結についてご賛同をいただく。</p> <p>次に、地元古寺区においては、全区民のみなさんに説明会当日の会議録を配布される。区民のみなさんから少々意見があったが、区議員で取りまとめの上、12月26日に開催された役員会で協議され最終確認として1月8日の役員会で協定書の締結についてご賛同いただく。</p> <p>最後に広瀬区については、12月9日に区長及び役員が「クリーンセンター広陵の新協定書締結に当たっての要望書」を町長に提出され、要望に対する回答書を12月27日に区長にお渡しし、1月9日に各垣内の総会で協議をいただき、最終的に1月16日の役員会で協議をされ、協定書の締結についてご賛同いただく。</p> <p>全ての大字に協定書締結に対し賛同いただけたことから、各区長と協定書について、1月18日に最終協議を行い、1月26日に役場にて、議会からは吉村議長に立</p>
--	--	--

		<p>ち会いをお願いし、協定書の締結をしたことを報告する。</p> <p>協定締結をしたことで、2月22日に開催されます第2回臨時会で本協定書の締結について、審議いただくことになる。</p> <p>次に、昨年の10月5日に第28回広陵町ごみ処理町民会議の時に、協定書案の説明をしたが、地元及び周辺大字の説明会の中での意見や要望があり、協定書の一部を追記した部分があるので、報告する。</p> <ul style="list-style-type: none">・（広域組合処理施設稼働までのごみの取扱）として、第3条の中で、主語がないとのご指摘があったので、文頭に乙は、を追記する。 <p>次に、（協定書の見直し）として、第9条の中で、主語がないとの指摘があったので文頭に甲及び乙は、を追記する。また、10年ごとに協定書の見直しの要否について検討する部分については、広域化施設や中継施設が本格化稼働してからの運営状況を一旦検証した方がいいのではないかとのご意見があったので、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとするを追記する。</p> <p>以上が、協定書の一部変更点です。1月18日に地元及び周辺大字区長と協議させていただき了承をいただく。</p>
--	--	---

発言者		回答者	
会長		事務局	<p>○最終協定書のため、再度修正部分を含めて、説明する。</p> <p>「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 条（現施設の操業の終了の確認）について 平成 17 年 5 月 2 日に地元及び周辺大字及び町と締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」第 3 条第 1 項の規定に則り、操業は、令和 4 年 3 月 18 日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。 ・第 2 条（中継施設としての活用）について 第 1 項では、当初に締結した協定書に基づき設置された現施設の一部をまほろば環境衛生組合が広陵町及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び容器包装プラスチックごみを除く資源ごみ、また、広陵町の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。 第 2 項で活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。 第 3 項では、活用の期間として、天理市での山辺・県北西部広域環境衛生組合における処理施設操業の終了までとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 条（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）について 広域組合による処理施設の操業が開始されるまでの間は、広陵町のすべてのごみの積み替えのために現施設を活用するものとする。 ・第 4 条（安全の確保）について 第 1 項では、広陵町は施設の運営にあたり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。 第 2 項では、当初に締結した協定書第 5 条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。 ・第 5 条（環境整備）について 第 1 項では、当初に締結した協定書の第 4 条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。 第 2 項では、第 1 項の環境整備未了事業について、地元及び周辺大字において、別の事業への変更を希望する場合は、双方協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。 第 3 項では、第 3 条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は、広陵町の全てのごみの積み替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和 3 年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後について
--	--	--

		<p>ては、引き続き地元及び周辺大字と協議をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 条（施設の整理と跡地利用）について <p>第 1 項では、当初に締結した協定書の第 7 条に定める跡地利用については、同協定書の第 9 条第 2 項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。</p> <p>第 2 項では、広陵町は前 1 項の提言を受理した場合に、直ちに検討に着手し、提言の受理から 3 年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。</p> <p>第 3 項では、跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに町において責任をもって撤去するものとする。</p> ・第 7 条（市町村合併があった場合の対応）について <p>広陵町は、協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。</p> ・第 8 条（ごみ処理基本計画）について <p>広陵町は「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。</p>
--	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・第 9 条（協定書の見直し）について 地元及び周辺大字及び広陵町は、この協定締結の日から 10 年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後 3 年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。 ・第 10 条（協議）について この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合は、地元及び周辺大字と広陵町が協議するものとする。 ・第 11 条（議会の議決）について この協定は、地方自治法第 96 条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。
	発信者		回答者
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書の説明があったが、何か質問はあるか。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理町民会議における、これからのスケジュールはどのように進めて、提言していくかは決まっているか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・予定は決まってないが、今後、事務局から案を示していき、早めに町長に提言できるように進めていく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・提言のイメージは年度内に示せるのか。3月中なのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特に決まってないが、以前も中間報告として提言を出しており、町民会議で意見をまとめて町長に提言していく。

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に決まってないとのことで、事務局で調整願う。 	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 跡地利用は、現施設をリサイクル施設として使っていく形になっているが、意見の中には施設を一旦全て撤去して、北側にストックヤードの簡易な施設を建設する案を提案していくことになると思う。また、色々な意見を頂戴して反映していきたい。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールを色々と調整してください。 ・ 何か質問はありますか。(なし) 		
<p>副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍の影響で中々対面での開催は難しい状況であったため書面での報告があったりしたが、なんとか第 29 回のごみ処理町民会議で協定書締結の報告に至った。ここからは跡地の活用という重大、重要な問題があるが、そのことを踏まえて事務局におきましても色々な意見の集約があると思う。ごみ処理町民会議を通して協議し、できるだけ早めに計画・あらましを決めていく必要があるので、だらだら会議を開催していくのではなく、周辺の各大字があるので、広陵町全体の大きな問題ですので、逐一議論していただきたいと思う。本日は誠にご苦勞様でした。 		

副町長	<ul style="list-style-type: none"> ・特にコロナの関係で奈良県また広陵町においてもかなり感染が広がっているという状況です。その中で急遽この町民会議を開催し、本日は協定書についてご審議いただき誠にありがとうございます。今後におきましては、先ほど部長からありましたように跡地利用ということですので。町民会議の中で色々な意見を出していただいて、どういう形がいいのかという提言を願う。 <p>周辺大字においても色々な要望があるかと思いますが、その辺の意見も取り入れさせていただき進めていくということで施設自体は、3月18日で操業終了という形ですが、あと中継地として利用させていただくことで、それも含めて今後の町民会議で協議願います。</p> <p>本日はありがとうございます。今後もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>		
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これでごみ処理町民会議を終了させていただく。 		
<p>—開会—</p>			